

【大切なお知らせ】

※令和8年6月1日から食事の標準負担額が変更になります。

令和8年5月31日まで【入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）】

所得区分		標準負担額
現役並み所得者 及び 一般		510円（注）
非課税世帯 住民税	低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）	240円
	低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）	110円

（注） 指定難病の人などは300円です。



令和8年6月1日から【入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）】

所得区分		標準負担額
現役並み所得者 及び 一般		550円（注）
非課税世帯 住民税	低所得者Ⅱ（区分Ⅱ）	270円
	低所得者Ⅰ（区分Ⅰ）	130円

（注） 指定難病の人などは300円です。